

軽自動車税の納税通知書を  
発送します

納期限 5月31日(火)

期限内の納付をお願いします。  
税金の納付は、納め忘れのない  
口座振替で！

# 軽自動車税の税率が、 改定になりました

新たな税率は、下記の表で確認してください。軽自動車については、  
最初の新規検査などにより、税率が異なります。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

## 原動機付自転車

車種区分		税率
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超 90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

## 二輪の軽自動車および二輪の小型自動車、小型特殊自動車

車両区分		税率
二輪の軽自動車 (125cc超250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他	5,900円

## 三輪・四輪の軽自動車

車種区分	平成27年4月1日以降の新車					平成27年3月31日までに 初度検査を受けた軽自動車		
	標準税率 (平成28年度分 以降の各年度の 税率)	グリーン化特例 (軽課税率) (取得の翌年度に限りま)			経年車以外	経年車重課		
		①	②	③				
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円		
四輪 以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円

### 三輪・四輪の軽自動車税 の分類

最初の新規検査により適  
用される税率が異なります。

### グリーン化特例(軽課税率)

平成27年4月1日から平  
成28年3月31日までに、新  
車で新規取得した四輪以上  
および三輪の軽自動車が、  
排出ガス性能および燃費性  
能に優れた環境負荷の小さ  
いものである場合、取得の  
翌年度に限り税率を軽減し  
ます。

① 平成28年度のみ軽減です。  
電気自動車・天然ガス自  
動車：平成21年排出ガス  
基準10%低減車

② 乗用：平成17年排出ガス  
基準75%低減達成かつ平  
成32年度燃費基準+20%  
達成車  
貨物用：平成17年排出ガ  
ス基準75%低減達成かつ

③ 平成27年度燃費基準+35  
%達成車  
乗用：平成17年排出ガス  
基準75%低減達成かつ平  
成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガ  
ス基準75%低減達成かつ平  
成32年度燃費基準達成車

※②、③については、ガソ  
リンを内燃機関の燃料とす  
る軽自動車に限りません。燃  
費基準は、自動車検査証に  
記載されています。

### 経年車重課

環境への負荷低減に資す  
るための施策を進めるため  
最初の新規検査から13年を  
経過した車両について、重  
課税率を適用します。

今年度の該当になる車両  
は、最初の新規検査が平成  
14年以前の車両になります。  
燃料の種類が電気、天然  
ガス、メタノール、混合メ  
タノール、電力併用の軽自  
動車は除きます。

最初の新規検査とは、  
自動車検査証の初度検  
査年月のことです。  
軽課税率を受ける場  
合でも、申請などは必  
要ありません。納税通  
知書で税額をご確認く  
ださい。